

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱

(平成30年10月16日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業が生産性及び経営力の向上を図るため、経営改善又は事業の持続的発展を目的とした先端設備等の設備投資に係る経費の一部を板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、地域経済の発展及び企業立地の維持・発展を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、板橋区内に1年以上主な事業所を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。以下「中小企業者」という。）その他区長が認める組合又は法人で、本助成金の申請までに生産性向上特別措置法（平成30年6月6日法律第25号）に基づく先端設備等導入計画の認定を受けたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業及び区長が別に定める業種を除く。

- (1) 1つの大企業（中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している企業
- (3) 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業
- (4) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる企業
- (5) 法人事業税及び法人住民税（個人にあっては、事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税）を滞納している企業
- (6) 板橋区に対する使用料等の債務の支払が滞っている企業

(助成事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業であり、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に定めるとおりとし、助成金を交付する年度内において支払った経費とする。

- (1) 機械及び装置の購入に係る経費
- (2) 器具及び備品の購入に係る経費
- (3) 機械及び装置の輸送に係る経費（運搬費等）
- (4) 機械及び装置の設置に係る経費（分解・組立・校正費・整備費等）
- (5) 新規設備導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- (6) CAD等のソフトウェアの購入に係る経費
- (7) その他区長が適当と認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額又は助成限度額200万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により交付する助成金の総額は、板橋区の予算で定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、区長が定める期日までに、別記第1号様式に、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 板橋区、公益財団法人板橋区産業振興公社、国、都道府県又は区市町村等からこの要綱と同一内容の助成を受け、又は交付決定を受けた中小企業者は、前項の規定による申請をすることができない。

(審査会の設置)

第7条 区長は、前条で定める助成金交付申請等の審査のため、板橋区先端設備等投資助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、第6条に規定する申請があったときは、前条で定める審査会を開催してその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金交付の可否及び額を決定する。

2 区長は、前項に規定する助成金交付の可否について、別記第2号様式により当該申請者に通知する。この場合において、区長は、必要な条件を付することができる。

3 助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切捨て。以下「算出額」という。）とする。ただし、算出額が予算を超えた場合は、算出額に応じて定率で減額するものとする。

(助成事業の変更等)

第9条 前項の規定により助成金の交付対象となった事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、助成事業の内容及び経費を変更し、又は助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容について審査し、別記第4号様式により通知するものとする。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 交付対象事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延理由について書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 交付対象事業者は、区長の求めがあったときは、助成事業の遂行状況について、区長が指定する日までに書面により、区長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付対象事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに領収書の写し等必要書類を添付の上、別記第5号様式を区長に

提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、現地調査等を行い、助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第6号様式により当該交付対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切捨て）又は第8条3項に規定する額のいずれか低い額とする。
- 3 区長は、交付対象事業者に対し、第1項の審査に必要な報告及び書類の提出を求めることができる。

(是正のための措置)

第14条 区長は、前条第1項の審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付対象事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 前項に規定する命令に対して交付対象事業者が必要な措置をした場合には、前条の規定により処理する。

(助成金の交付)

第15条 区長は、第13条第1項に規定する通知を受けた者より別記第7号様式の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 区長が事業の実施を不相当と認めるとき。

(助成金の返還)

第17条 交付対象事業者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(報告の義務)

第18条 第15条の助成金の交付を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、助成事業の対象となった事業所の操業状況について、別記第8号様式及び区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。
- 3 助成事業者は、区長が助成事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(助成金の経理等)

第19条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

第20条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等を助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、別記第9号様式をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第22条 第16条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により助成金の返還を命じたときには、区長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、既納の納付金額を控除した額による。

(その他)

第25条 助成金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条から第24条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。